

OA 機器の調達に係る契約における環境配慮について

1. OA 機器の環境に関する制度

(1) 制度および基準

① OA 機器の省エネルギー

OA 機器のうち複写機については、そのエネルギー消費効率の向上を目的に、「エネルギー使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」という。)が定められている。省エネ法では、省エネ基準を設定する段階において、商品化されている複写機のうちエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能等を勘案した基準(トップランナー基準)を定め、製造事業者に対して、当該基準を達成するよう義務付けている。

また、OA 機器等の省エネルギーについては、一定の省エネルギー基準を満たした製品に国際エネルギースターロゴを表示できる「国際エネルギースタープログラム」がある。

② 国等の機関の OA 機器の購入

国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達などを推進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を目指して、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)が定められている。グリーン購入法の OA 機器に関する判断の基準については、省エネ法またはエネルギースターの基準等を判断の基準に設定することにより、省エネルギーに係る基準については、これらの制度との整合が図られている。

③ OA 機器本体の資源の有効利用

「資源の有効な利用の促進に関する法律」では、わが国において使用済物品等および副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されていることや、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されていることから、複写機製造業者に対して、再生資源または再生部品の利用に取り組むことを求めている。

(2) 環境配慮契約の考え方

グリーン購入法は、国等の機関が調達する個別の OA 機器について、その環境性能の基準を設けるものである。

一方、環境配慮契約法は経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮する契約、すなわち価格に環境性能を含めた総合的な評価によって、コストと環境負荷低減とのバランスが得られる契約を目指すものである。本 WG においては、一定規模以上の OA 機器の導入に際して、従来の最低価格落札方式による価格のみを基準とした契約方式ではなく、環境性能を考慮した契約方式に転換することの可能性について検討するものである。

こうした環境配慮契約を導入することにより、事業者に省エネルギーをはじめとした環境負荷の観点から性能の優れた製品を供給するインセンティブを付与する契約方式となるよう、また、調達者においては、調達時の経費の削減に加え、使用段階での温室効果ガス排出量の削減を可能とするような効果が期待されるよう検討を進める。

2. OA 機器の使用実態調査等を受けて検討する事項

(1) 契約の要素とする項目

① 温室効果ガス排出量

OA 機器のうち複合機を例にすると、ライフサイクルでの温室効果ガス排出量のうち、使用段階が全体の 59%と最も多く、次いで素材製造段階が 33%で、この 2 つの段階で全体の 9 割以上を排出している。リユース機の場合、素材製造段階の温室効果ガス排出量を大きく削減することができ、その温室効果ガス排出量は全体の 6～9%にとどまる。

(⇒ **参考 1** 参照)

使用段階の温室効果ガス排出量については、エネルギー消費量と恒等であることから、エネルギー消費量が契約の要素となる。

また、素材製造段階における温室効果ガス排出量を考慮するためには、例えば、以下の項目を把握することが考えられる。

- 製造段階の温室効果ガス排出量
- リユース・リサイクル部品使用率

② 稼働率

環境省の OA 機器使用実態調査から複合機の稼働率¹をみると、平均で 6.7%であり、10%以上稼働している機器がある一方で、1%未満の稼働率の機器もあり、必ずしもすべての機器が適切な稼働状況にあるとはいえない。こうした調査を踏まえ、適切な導入を図ることにより、設置台数の削減も見込まれることから、OA 機器の設置台

¹ この際、月間出力枚数/1分あたりの出力枚数（モノクロ A4 横）[枚/分] × 60 分 × 7 時間 × 20 日を稼働率として算出した。

数については、現在の導入機器の使用状況などを考慮して、発注者が提示すべき項目と考えられる。

(⇒ 参考2 参照)

③ 紙の使用

環境省のOA機器使用実態調査によると、特定の用途で用いるものを除く複合機1台あたりの紙使用量は約50,000枚/機・月と見込まれた。調達者の紙使用の削減に係ると取組とあわせ、両面印刷や縮小印刷など紙の使用を削減するための機能については、グリーン購入法の規定を考慮し、発注者が提示すべき項目と考えられる。

④ その他の機能

データセキュリティの観点から、ICカードの導入等の項目についても技術的評価項目となるが、温室効果ガスの削減という点から考慮するのではなく、別途、発注者が提示するべきと考えられる。

(2) 対象とする調達規模

調達の規模の指標として、OA機器の台数、紙の使用枚数、オフィスの人数、オフィス面積等が考えられ、OA機器の台数は、他の指標を総合的に反映した指標となっていると考えられる。

$$Machine = F(Paper, Worker, Area, \dots) \dots (式1)$$

Machine : OA機器の台数

Paper : 紙の使用枚数

Worker : オフィスの人数

Area : オフィス面積

また、平成20年度環境配慮契約法基本方針検討会第3回OA機器WGにおいても、対象とする調達規模については、OA機器メーカーヒアリングや国等の調達の現状を踏まえ、OA機器の台数として100台以上を一つの目安としており、OA機器の使用台数により調達規模を設定することが妥当と考えられる。

(3) 発注者が提示すべき項目

OA機器の環境負荷については、上述のとおり使用段階のエネルギー消費量と素材製造段階の温室効果ガス排出量が多いことから、これらを契約の要素とした場合に発注者が提示すべき項目について整理する。

表1 発注者が提示すべき項目 (案)

- ・ OA 機器の導入予定台数（複合機、プリンタ、FAX など別）
- ・ OA 機器の性能（1 分間あたりの出力枚数、解像度、階調、複写原稿、複写サイズ、複写倍率、連続複写速度、連続複写枚数、原稿送り装置、ウォームアップタイム、ファーストコピータイム、電源、最大消費電力、LAN 対応、トナー、寸法、など）
- ・ OA 機器の機能（ステープル機能、フィニッシャー機能、パンチ機能、丁合機能、セキュリティ機能、集約印刷機能、両面印刷機能、など）